

ふくしま自治研修センター研修業務公募型プロポーザル募集要項

1 目的

令和3年度に新たに実施する研修科目について、研修事業者等の企画力、知識及び技術力等を活用し効果的・効率的に行うため外部委託することとし、その委託先について公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託の内容等

(1) 委託業務名

ふくしま自治研修センター研修業務

(2) 委託対象科目

次の1科目とする。

・業務改善の基礎（実行力アップ研修）

(3) 科目の内容

科目の委託内容の詳細については、別記仕様書による。

3 基準額

基準額として、これまでの契約実績を踏まえ、一定の目安となる金額を示すこととする。基準額は、経費見積の上限値となるものではない。

なお、基準額は、1,845,000円（3クラス×5回）とする。

4 スケジュール

・プロポーザル実施公表	令和2年11月27日（金）
・質問書提出期限	令和2年12月18日（金） 17時
・質問に対する回答期限（最終期限）	令和2年12月22日（火）
・参加表明書提出期限	令和3年 1月 8日（金） 17時
・企画提案書提出期限	令和3年 1月15日（金） 17時
・一次審査（書類）	令和3年 1月26日（火）
・一次審査結果通知	令和3年 1月27日（水）
・二次審査（プレゼンテーション）	令和3年 2月 8日（月）
・結果通知・ホームページ公表	令和3年 2月 9日（火）
・委託契約締結	令和3年 4月 1日以降

5 参加資格に関する事項

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 本業務の実施に必要な業務体制を備えていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確

定された者を除く。) であること。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (8) 平成30年度から令和2年度までの3年間に、国又は地方公共団体の職員を対象とした研修の受託実績があること。
- (9) 講師の急病等緊急時に対応できる控えの講師を準備できること。
- (10) 感染症の蔓延等により講師の来所が適当でないとセンターが判断した場合には、リモートによる講義に切り替えられること。

6 募集要項等の入手方法

本募集要項等については、センターのホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和2年12月18日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問書（様式1）により、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により受け付ける。
- (3) 回答
随時センターのホームページに掲載する。なお、最終回答は令和2年12月22日（火）までに行う。

8 プロポーザルの参加申込

- (1) 提出期限
令和3年1月8日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
参加表明書（様式2）を郵送又は電子メールにより提出すること。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和3年1月15日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出書類等
 - ア 企画提案書（様式3）
 - イ 使用するテキスト
 - ウ 研修事業者等の概要がわかるもの（パンフレット等）
- (3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便のいずれかの方法とする。

(4) 提出部数

ア 紙 原本 1 部

イ データ 1 部（CD又はUSBに格納のこと）

(5) その他

ア 提出された企画提案書等は選定結果にかかわらず返却しない。

イ 企画提案書の作成等プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は、審査を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

エ 企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

10 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は失格又は無効とする。

(1) 参加資格を満たさない場合

(2) 同一の者が 1 案件に 2 つ以上の企画提案書を提出した場合

(3) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(5) 提出書類に不備があった場合（軽微なものを除く。）

(6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

11 委託先候補者の選定

(1) 選定方式

書類による一次審査を実施し、上位三者はプレゼンテーションによる二次審査を実施する。

二次審査の内容は、企画提案書の概要説明（15分以内）及び質疑応答とし、センターにて実施するが、オンラインでの参加も可とする。

なお、審査員はセンター所長が指名し、センター職員 10 名（管理職 3 名と研修担当者 7 名）、外部審査員 3 名の合計 13 名体制で行う。

(2) 選定日

一次審査は令和 3 年 1 月 26 日（火）に実施し、選定結果を令和 3 年 1 月 27 日（水）に文書で通知する。

二次審査は令和 3 年 2 月 8 日（月）に実施する。

(3) 審査基準及び配点

別表「審査基準表」のとおり。

(4) その他

センターが求める水準に達する提案がない場合は、委託先候補者を選定しないことができる。

12 選定結果の公表

(1) 時期

令和 3 年 2 月 9 日（火）

(2) 方法

二次審査対象事業者に選定結果を文書で通知するとともに、ホームページに委託先候補者の名称を掲載する。（委託先候補者以外の名称は公表しない。）

(3) 情報公開

公益財団法人ふくしま自治研修センター情報公開規程により開示申請をすることができる。

13 契約

- (1) 選定された委託先候補者と具体的な研修内容及び経費等について協議のうえ見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約の方法により委託契約を締結する。
- (2) 仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、センターとの協議により必要に応じて内容を変更する場合がある。
- (3) 協議が整わない場合は選定された委託先候補者と契約を締結せず、次点者との協議に移行する。
- (4) 令和3年度予算が可決されない場合は契約を締結しないことがある。この場合においても、プロポーザル参加者に損害が生じた場合、センターではその損害について一切負担しない。

14 このプロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署（問い合わせ先）

ふくしま自治研修センター 教務部

〒960-2156 福島県福島市荒井字地蔵原乙15番の1

電話 024-593-5713

FAX 024-593-5714

E-mail kyomu@f-jichiken.or.jp

(注1) 各種書類を提出した場合は、必ず電話で到達の確認をしてください。

(注2) メール送信の際は、件名の頭に「(プロポーザル)」と記載した上で送信してください。